

ゴルフ場利用約款

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方は本約款を厳守しご利用ください。

第2条（利用契約の成立）

当ゴルフ場においてプレーされる方は、本約款を確認したうえ所定のご来場者票にご署名してください。これにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。

第3条（利用の申し込み、予約金、違約金等）

プレーの予約申し込みについては当ゴルフ場の営業案内等、当ゴルフ場の規定に従ってください。

申込みに際しては予約金のお支払を求めることがありますが、その取扱いおよび違約の場合の手続きについては当ゴルフ場の別に定める予約金取扱規定に従っていただきます。

第4条（利用の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合にはご利用をお断りすることがあります。

- 1.満員のためスタート時間に余裕がないとき、またスタート時間に著しく遅れたとき。
- 2.天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場及び付帯した各施設等の一部又は全部の利用ができないとき。
- 3.利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められたとき。
- 4.その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

第5条（休業日、開場時間等）

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間及び食堂、浴場等の利用時間、最終スタート時間は当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第6条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は次の場合にはプレーの途中であっても利用の継続をお断りすることがあります。

- 1.当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- 2.ルール（ローカルルール含む）・マナー及び警告に従わずその指摘された行為を改めないとき。
- 3.その他本約款に違反したと当ゴルフ場が判断したとき。

第7条（暴力団の入場、利用の拒否）

当ゴルフ場はいわゆる暴力団と称される組織、暴力団の構成員と認められる者への入場ならびにご利用をお断りいたします。

第8条（施設利用及び利用継続の拒否に対する免責）

当ゴルフ場は施設利用及び利用継続の拒否に係る損害賠償等の責任を負いません。

第9条（金銭その他貴重品）

- 1.現金その他の貴重品は備え付けの貴重品 BOX をご利用いただき、自己責任において管理していただき当ゴルフ場は責任を負いません
- 2.貴重品 BOX がご利用できないときには、必ず貴重品袋に入れフロントにお預けください。お預かり品は、預かり証の持参者へ署名確認のうえ、預かり証と引き替えにお返しいたします。
尚、浴室、レストラン、宿泊施設、各種諸施設におきましては、当ゴルフ場の施設内における金銭及び所持品についての盗難紛失等の事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第10条（利用料金の支払い）

利用料金は、当ゴルフ場の精算方式にしたがってお支払いいただきます。

第11条（自動車の事故および携帯品の紛失）

駐車場における自動車の破損、事故および携帯品の紛失につきましては当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第12条（ロッカー）

- 1.ロッカーの鍵はゴルフ場に滞在し精算時まで携帯願います。従いまして事故が生じた場合は一切の責任を負いません。ご来場者自身の自己責任において管理していただき、ロッカー内には貴重品や高価品をお入れにならぬようにしてください。
- 2.当ゴルフ場が緊急と認めたときは、ロッカーを開扉し点検する事がありますので、予めご了承ください。

第13条（危険防止とエチケット、マナーの厳守）

ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守り自己の責任でプレーしていただきます。

第14条（ティインググラウンドにおける素振り）

素振りにはティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。危険防止のため、打順者以外の方はティインググラウンドには立ち入らないでください。特に芝保護地帯には足を踏み入れないでください。

第15条（飛距離の確認）

先行組みに対して後続組の打者は自己の打球飛距離を自分で判断して先行組に打込まないよう打球してください。

第16条（キャディ又はフォアキャディの合図）

フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の打球飛距離以外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

第17条（打者の前方にでないこと）

同伴者は、打者の前方に絶対出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他プレーヤー同士の打球によって生じた事故

については、プレーヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 18 条（隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の打球飛距離、打球方向について適切に判断してください。万一打込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに合図し、エチケットを守り邪魔にならないようにプレーするとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分注意してください。

第 19 条（退避および退避所）

後続組に対して打球させるときは先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。待避所の設けられているホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず退避所内に退避してください。

第 20 条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は直にグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールに進んでください。

第 21 条（落雷のあった場合）

落雷があった場合には速やかにプレーを中止し、退避所等安全と思われる場所に退避してください。尚、当ゴルフ場よりプレー再開の案内があるまでプレーを再開しないでください。

第 22 条（乗用カートの利用）

乗用カートの運転に際し、プレーヤー自身の運転による故意又は重大な過失を起因とする事故については当ゴルフ場では一切の責任を負いません。また、その場合車両の破損については、損害費用を請求することがあります。

第 23 条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気には充分注意してください。所定の場所以外の煙草の喫煙は禁止します。マッチの燃え殻及び煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿んじ入れてください。尚、葉巻においてはコース内及び当ゴルフ場指定の場所で許可するものとするが、節度を守り充分注意するものとする。

第 24 条（違背の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損傷等の事故を発生させた場合、又は自ら違反して損傷を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 25 条（プレー終了後のクラブの確認）

利用者がプレーを終了した場合は、ゴルフクラブ及び練習器具等持参した用具を点検し、間違いが無いかな慎重に確認してください。確認後においてはゴルフクラブ及び練習器具等の持参した用具の不足、損傷等について、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を弁償していただきます。

第 27 条（施設内への持込品）

施設内に下記の物を持ち込むことをお断りいたします。

1. 著しく悪臭を放つもの
2. 銃砲等剣類
3. 発火、爆発のおそれがあるもの
4. 騒音を発するもの

第 28 条（行為の禁止）

施設内で下記の行為は禁止いたします。

1. 賭博、その他風紀をみだす行為
2. 物品販売、宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立ち入り（特に許可する場合を除く）尚、特に許可した場合でも、プレーヤー以外が損害の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為その他。
5. 許可なきパーティー・昼食時の酒類、飲食物の持込み。
6. クラブハウス内等での他人に不快感を与える携帯電話及びモバイル端末の使用。

第 29 条（宅急便によるゴルフクラブ及びゴルフ用具）

宅配業者によるゴルフクラブの紛失、損害について当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 30 条（信義則）

本約款に定めのない事項はゴルフプレーヤーの精神にのっとり信義、誠実の原則にしたがって解決されるものとします。

第 31 条（本約款の変更手続き）

本約款の変更は会社の決定により変更することができるものとします。

（付則）

本約款は正式開場日より施行いたします。